

教育関係者対象（山口大学）

現職教員

教員免許状更新講習

- ①教育現場における実践的著作権対応
- ②子どもの創造性を促す知財教育指導案・教材作成

教員志望学生

教育学部教職課程

教育現場における知的財産入門（選択科目1単位）

内容：知財法と教育の関わり・知財創造教育教材と指導案作成

全学生対象（山口大学）

リテラシーレベル全学生必修科目

知的財産入門（1単位）

※2019年度までは「科学技術と社会」という科目名

- ・著作権法、特許法など知的財産法全領域の初歩的知識とスキルを修得する科目

アドバンス科目（選択科目）

知財情報の分析と活用（2単位）、ものづくりと知的財産（2単位）、コンテンツ産業と知的財産（2単位）、著作権法Ⅱ（1単位）、著作権法Ⅰ（1単位）、特許法（1単位）、意匠法（1単位）、商標法（1単位）、不正競争防止法（1単位）、種苗法（1単位）、技術経営と知的財産（1単位）、標準化と知的財産（1単位）、農業と知的財産（1単位）、知的財産管理論（1単位）、情報法入門（1単位）

教員免許状更新講習

【選択】教育現場における実践的著作権対応

【履修認定対象職種】教諭 養護教諭 栄養教諭

【主な受講対象者】小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭

【講習内容】

IT活用の学習活動の進展、課題解決型学習の一般化、子どもたちの日常生活へのIT技術の浸透により、教育を担任する者も著作権法に代表される知的財産法の基礎知識と一定の実務処理能力を獲得する必要に迫られている。ここでは、講習の冒頭で著作権法の基礎知識と35条改正内容を確認するとともに、授業時、教材作成時、授業映像の利用、研究会開催時、生徒指導の各場面ごとに、演習形式で実践的な著作権処理を検討する。

【選択】子どもの創造性を促す知財教育指導案・教材作成

【履修認定対象職種】教諭 養護教諭 栄養教諭

【主な受講対象者】小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭

【講習内容】

学習指導要領に知財教育の要素が規定され、教育現場における一定の対応が求められている。一方で、知財教育概念が普遍化していないため、現時点では『創造性涵養の観点から知財教育を実施できる教員』養成を実質化する段階と考えられる。ここでは、ワークショップ形式も取り入れて、知財教育用指導案と教材を作成する。

帝京大学（木村担当科目の構成）

リテラシーレベル選択科目

法学Ⅰ（２単位）

※山口大学「知的財産入門」をベースに２単位に補強

- ・ 著作権法、特許法など知的財産法全領域の初歩的知識とスキルを修得する科目
- ・ 演習課題を増加させている

社会情報論Ⅰ（２単位）

- ・ 文系学生用のデータサイエンス入門科目 関連科目

法学Ⅱ（２単位）

- ※法学Ⅰの接続科目
- ・ 技術契約、音楽著作権処理の実務など実践的内容を取り入れている

社会情報論Ⅱ（２単位）

- ・ 著作権情報、産業財産権情報、種苗情報等の知財情報の取得活用をテーマとしている

アドバンスレベル選択科目

知的財産法Ⅰ（２単位）

- ※法学部専門科目、他学部からの聴講が半数程度。
- ・ 特許法、意匠法等を扱う。

知的財産法Ⅱ（２単位）

- ※法学部専門科目、他学部からの聴講が半数程度。
- ・ 著作権法、商標法等を扱う。